

税制上の優遇措置について

当協会の活動資金は、ご寄附と賛助会費に支えられています。当協会は、内閣府より公益財団法人の認定を受けており、租税特別措置法施行令第26条の28の第1項に規定する条件を満たしているため、賛助会費は、寄附金の控除を利用することが可能です。

当協会は、所得税法施行令第217号第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。また、この賛助会費は「府益担第5450号」により税額控除が認められています。

○個人の方への優遇措置について

当協会への賛助会費は当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であり、一定の金額までは確定申告の際に「寄付金控除」が認められます。

1～12月に個人からいただいた総額2,000円を超える賛助会費は、(1)所得控除、(2)税額控除のいずれかの方式で、所得税の寄附金控除を受けることができます。

【寄附金控除の手続き】

税額控除では、賛助会費領収書及び税額控除に係る証明書を添付の上、確定申告してください。

勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除は適用されません。

詳しくは、最寄りの税務署や税理士などにお問い合わせください。

領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

○法人の方への税制上の優遇措置について

当協会は、内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受けているため（特定公益増進法人に該当）、当協会への賛助会費は、税制上の優遇措置を受けることができます。

【法人への優遇措置】

当協会への賛助会費は、法人税法施行規則第24条の第1号に規定する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるため、一般の団体への寄附とは別枠で損金算入できます。詳しくは、最寄りの税務署や税理士などにお問い合わせください。

領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

◎お問い合わせは下記までお願いします。

〒530-6691 大阪市北区中之島6丁目2-27 中之島センタービル29階

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会 総務部

tel: 06-7507-2001 mail: soumu21@osaka21.or.jp